

令和3年3月22日

宇都宮市議会議長 熊本和夫様

議会制度検討会議

会長 鎌倉三郎

議会制度検討会議における検討結果について（第5次中間答申）

令和元年7月より、議会制度の見直しについて検討を進めてきたところ
ですが、下記の事項について検討結果がまとまりましたので、別紙
のとおり答申いたします。

記

1 災害に備えた取組

1 答申内容

(1) 災害に備えた取組

【検討結果】

第3次中間答申（令和2年9月18日付）を踏まえて策定した「宇都宮市議会災害等対応方針」のうち、継続して検討を進めていた行動マニュアル感染症編について検討が完了したことから、その内容を追加し、対応方針を改訂する。

なお、感染症編の策定に伴い、すでに策定した対応方針の総則や行動マニュアルの地震・風水害編においても、議員が被災した場合等における会議運営の基本的な考え方を盛り込むなど、必要な見直しを行い、修正することとする。

ア 改訂した災害等対応方針について

資料1「宇都宮市議会災害等対応方針（案）」のとおり

イ 改訂した災害等対応方針の実施時期

令和3年3月23日より実施する。

ウ その他

上記検討結果に伴い、オンラインを活用した委員会の開催に係る例規の改正を行う必要がある。

2 検討経過

令和2年

10月21日 第13回検討会議

- ・ 検討項目の進め方について確認
行動マニュアル感染症編を含めた、宇都宮市議会災害等対応方針の策定を優先して進めることを決定
- ・ 行動マニュアル感染症編に掲載する項目を確認
- ・ 感染者（濃厚接触者）の公表基準について確認

11月30日 第14回検討会議

- ・ 感染症編（感染予防期）素案について、各会派の意見を聴取
- ・ 感染者（濃厚接触者）が発生した場合の公表内容について協議し、公表内容について決定
- ・ 感染症編（感染者発生期）策定に係る課題を確認

令和3年

2月5日 第15回検討会議（書面会議）

- ・ 行動マニュアル感染症編（感染予防期）の素案を確認
- ・ 行動マニュアル感染症編（感染者発生期）の掲載項目を確認

3月3日 第16回検討会議

- ・ 行動マニュアル感染症編の修正案と併せ、対応方針案全体に係る部分見直し箇所について協議
- ・ オンラインを活用した委員会の開催に係る例規の改正を進めるよう議長へ申し入れ

3月19日 第17回検討会議（書面会議）

- ・ 行動マニュアル感染症編を含めた対応方針（案）について協議
- ・ 中間答申（案）について協議

3 委 員

議会制度検討会議

| | |
|-----|---------|
| 会 長 | 鎌 倉 三 郎 |
| 副会長 | 中 塚 英 範 |
| 委 員 | 平 松 明 夫 |
| 同 | 福 田 陽 |
| 同 | 菅 原 一 浩 |
| 同 | 宇 梶 哲 |
| 同 | 成 島 隆 裕 |
| 同 | 久保井 永 三 |
| 同 | 郷 間 康 久 |
| 同 | 篠 崎 圭 一 |
| 同 | 馬 上 剛 |
| 同 | 今 井 政 範 |
| 同 | 福 田 久美子 |
| 同 | 金 沢 力 夫 |
| 同 | 小 林 紀 夫 |

議会制度検討会議作業部会

| | |
|----|-------|
| 委員 | 平松明夫 |
| 同 | 宇梶哲 |
| 同 | 中塚英範 |
| 同 | 久保井永三 |
| 同 | 篠崎圭一 |
| 同 | 馬上剛 |
| 同 | 今井政範 |
| 同 | 福田久美子 |
| 同 | 金沢力夫 |
| 同 | 小林紀夫 |

(案)

宇都宮市議会災害等対応方針

災害等発生時は・・・

- ◆ 自ら身の安全を最優先
- ◆ 通信手段の確保
- ◆ 災害情報は議会へ
- ◆ いつでも参集可能な準備を

令和3年3月

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 1 目的..... | 1 |
| 2 対象とする災害等..... | 1 |
| 3 基本方針..... | 2 |
| (1) 基本姿勢..... | 2 |
| (2) 対応方針..... | 2 |
| (3) 確実な対応に向けた体制の整備 | 3 |
| (4) 被災時における会議の運営 | 5 |
| (5) 方針の運用 | 7 |
| 第2章 行動マニュアル..... | 8 |
| I 地震・風水害編..... | 8 |
| 1 発災直後から各期における対応..... | 8 |
| 【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで） | 8 |
| 【中期】（発災から概ね2～7日） | 10 |
| 【後期】（発災から概ね8日以降） | 11 |
| 2 議員の安否確認・報告..... | 13 |
| II 感染症編 | 15 |
| 1 感染予防期 | 15 |
| (1) 議会の対応 | 15 |
| (2) 議員の対応 | 17 |
| (3) 議会事務局の対応..... | 17 |
| 2 感染者発生期..... | 18 |
| (1) 議会の対応 | 18 |
| (2) 議員の対応 | 24 |
| (3) 議会事務局の対応..... | 25 |
| 第3章 資料編..... | 26 |
| 1 宇都宮市議会災害等対応本部設置要領 | 26 |
| 2 令和2年度 本会議, 委員会等における対応事例 | 28 |

第1章 総則

1 目的

近年、国内において、50年・100年に一度と言われてきた規模の災害の頻発や、これまでに類を見ない新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、社会・経済情勢に大きな変化が生じている。

その様な中であっても、本市議会は議案の審議及び審査を確実にを行い、また、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価するなど、議会としての基本的役割を果たしていくことはもとより、市民の安全を確保し被害を最小限にとどめるため、執行部と連携し、一丸となって尽力することが求められる。

このため、市域に大規模災害等が発生した際に、議会としてどのように対応し、その責務を果たすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう「宇都宮市議会災害等対応方針」を定めるものである。

2 対象とする災害等

本方針が対象とする災害や事象（以下「災害等」という。）は、次表のとおりとする。

| 災害等種別 | 災害等の内容 |
|----------|---|
| 地震 | <ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の地震・震度5弱強の地震が発生し、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握し、議長が必要と認めるもの |
| 風水害 | 次のいずれかの場合において、議長が必要と認めるもの <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報又は水防警報が発表され、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握した場合・洪水予報が発表となった場合・気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがある場合 |
| 感染症 | <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に規定された、人から人に伝染すると認められる疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもので、議長が必要と認めるもの |
| その他の重大危機 | <ul style="list-style-type: none">・上記のほか、大規模火災、武力攻撃等により被害が相当拡大し、又は拡大するおそれがあり、社会的影響が大きく全庁を挙げて対応する必要があるものや、国、県、その他自治体の応援を受けながらの対応が必要なもので、議長が必要と認めるもの |

3 基本方針

(1) 基本姿勢

ア 議会機能の維持

- ・ 様々な災害等発生時にあっても、議会本来の議事・議決機関、市政のチェック機関としての役割を果たす上での基本機能を維持する。

イ 執行部等との連携

- ・ 発災時、執行部が災害等対応に専念し、応急活動を円滑・迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ・ 災害等に関する正確な情報を迅速に収集し、執行部と共有する。
- ・ 執行部が復旧・復興の取組を的確に実施できるよう、施策の決定や財政措置に係る協力のほか、国、県を含む関係機関への要望活動等、必要な支援を行う。
- ・ 上記に当たっては、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。

(2) 対応方針

ア 適切な議会運営の確立

- ・ 災害等の状況に応じ、安全確保を第一としながら、本会議・委員会の開会の的確な判断を行い、市政に不可欠な議会運営を確保する。

イ 議員の基本行動の確保

- ・ 議員は、自身が議会機能を維持するための基本的構成員であることを十分に認識し、自らの安全確保を第一に行動する。
- ・ 災害等時、議員は、活動の基盤である地域社会の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧等に向け、事態に即応した活動を行うとともに、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- ・ 発災時、議員は、自身の安否、所在を明らかにするとともに、議会等が招集された場合には速やかに参集するため、日ごろから議会事務局等との連絡手段、議会への交通手段等について確認しておく。
- ・ 平時から地域の防災情報を把握するとともに、総合防災訓練や地域の防災訓練等にも積極的に参加し、防災意識の向上に努める。

ウ 執行部への支援

- ・ 発災等直後において、執行部が災害等対応に専念できるよう、会派及び議員から執行部への要望、情報提供等は、緊急の場合を除き、直接執行部ではなく、議会を通じて実施する。

(3) 確実な対応に向けた体制の整備

- ・ (2) ア～ウを確実に推進するため、以下のとおり、「宇都宮市議会災害等対応本部」(以下「対応本部」という。)を設置する。

① 対応本部の設置

- ・ 議長は、議会機能を維持するとともに、執行部が宇都宮市災害対策本部等(以下「市対策本部」という。)において行う災害等対応に議会としての的確な協力・支援をするため、必要に応じ、対応本部を設置する。

② 対応本部の所掌事務

- ・ 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、適切な議会運営に向けた対応の協議
- ・ 国、県、議長会等の関係機関に対する要望活動の調整
- ・ 議員が把握した被災情報等の集約及び当該情報等の市対策本部への提供
- ・ 市対策本部から入手した災害等情報の議員への伝達
- ・ 市対策本部からの依頼事項への対応
- ・ 市対策本部への提案、提言、要望等の調整
- ・ その他、議長が災害等対応に必要と認める事項

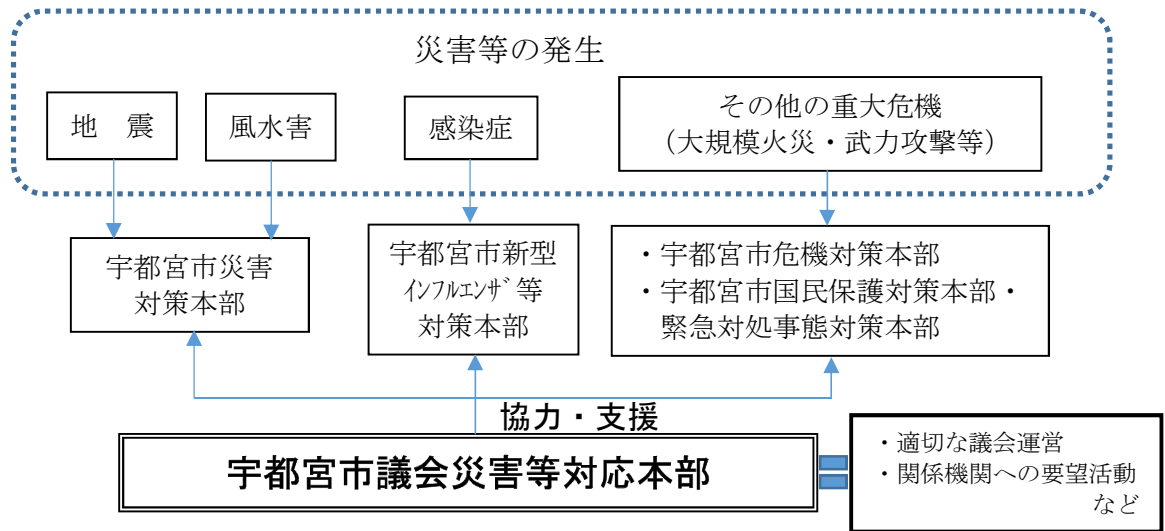
③ 対応本部の組織等

- ・ 対応本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- ・ 本部長には議長、副本部長には副議長、本部員には、各党派代表者会議の構成員をもって充てる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総理する。
- ・ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 会議は本部長が招集し、主宰する。

④ 対応本部の事務局

対応本部の事務局は、市議会事務局とする。事務局は、会議の運営を補佐し、会議の内容を記録する。

「宇都宮市災害対策本部等」と「宇都宮市議会災害等対応本部」の関連イメージ



(4) 被災時における会議の運営

(2) ア「適切な議会運営の確立」のため、議会内における被災等の状況などを踏まえ、議員が参集できない場合などにおける会議運営への影響を想定し、必要な対策に取り組む。

ア 議員が被災した場合等における会議運営の基本的考え方

- ・ 議員が災害等により会議に出席できない状況が発生した場合、正副議長や正副委員長の不在、さらには会議の定足数割れによる会議の不成立などの状況が発生することが懸念される。

また、たとえ定足数を満たしている場合であっても、出席議員の会派構成に著しく偏りがある場合等、本会議や常任委員会などにおける採決に影響を与える可能性もある。

- ・ 議会は市民の負託に応えるため、十分な審議を尽くすことが求められており、上記のような状況にあっても、多様な意見を十分に交わせる議論の場を確保していかなくてはならない。

さらに、議会における審議に当たっては、参集により議論を行うことが基本であるが、災害等により参集が困難であるなどのやむを得ない場合には、会議の種類・内容に応じ、参集せずに審議を継続する手法も検討していかなくてはならない。

- ・ こうしたことから、以下のとおり本会議・委員会の各ケースにおける基本的取扱いを示しながら、定員充足の状況にかかわらず、欠席者の数や会派構成、復帰見込みの時期等を勘案し、議長が必要と認める場合、速やかに議会運営委員会や対応本部において会議開催可否の判断や日程の変更、手法（書面会議・オンライン会議等）等について協議することとする。

なお、会議日程の変更（別日開催・延長・短縮）等の協議に当たっては、休日や夜間における開催も視野に入れて検討を行う。

イ 本会議の取扱い

【開議の定足数を欠く場合】

| | 取扱い・対応等 | 備考 |
|----------|--|---|
| ① 開会日の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議そのものが流会する。 ・ 再度、同じ定例会を招集することはできない。 ○ 改めて別に臨時会を招集することは可能。 | ※日程の変更等に伴い夜間・休日に会議を開催する場合、議会中継や傍聴人の入庁等の対応について調整する必要がある。 |
| ② 会期中の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該日の会議が流会になる。 ○ 一般質問、質疑の対応の検討（別日に開催する、会期を延長する等） | |
| ③ 閉会日の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該日の会議が流会になる。 ・ 会期を延長できないときは、採決できず会期が終了する。 ○ 改めて別に臨時会を招集することは可能。 | |

【開議の定足数を満たしているが、下記の状況にある場合】

| | 取扱い・対応等 | 備考 |
|------------------------|---|---|
| ① 議長が欠席の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 副議長が会議を運営する。 | ※日程の変更等に伴い夜間・休日に会議を開催する場合、議会中継や傍聴人の入庁等の対応について調整する必要がある。 |
| ② 議長・副議長ともに欠席の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮議長が会議を運営する。 ・ 仮議長は、議会の委任により議長が選任。または、臨時議長（最年長議員）の下で選挙を行い選任。 | |
| ③ 出席議員の会派構成に著しく偏りがある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常どおり運営する。 ○ 会期の日程を変更することは可能 ○ 採決を行う場合、別日に開催する等特別な対応の検討 | |

ウ 委員会の取扱い

| | 取扱い・対応等 | 備考 |
|------------------------|---|---|
| ① 定足数を欠く場合 | ・ 当日は開催できない。改めて別日に開催する。 | ※議論の場の確保のため、オンライン（リモート）による開催・出席についても検討する。 |
| ② 委員長が欠席の場合 | ・ 副委員長が会議を運営する。 | |
| ③ 委員長・副委員長ともに欠席の場合 | ・ 出席委員の中の最年長委員が会議を運営する。 | |
| ④ 出席委員の会派構成に著しく偏りがある場合 | ・ 通常どおり運営する。 ○ 会期の日程を変更することは可能 ○ 採決を行う場合、別日に開催する等特別な対応の検討 | |

エ その他の会議の取扱い

上記委員会等の取扱いを踏まえ、対応する。

(5) 方針の運用

ア 災害等に備えた環境整備

- ・ 本方針に基づき、災害時等における情報伝達、安否確認などを迅速に行うため、全議員に貸与しているタブレットを有効に活用する。
- ・ 非常用・災害用物資（食料・飲料水等）については、議員各自が確保に努めるものとする。
- ・ 災害時等の活動に当たっては、全議員に貸与している防災服等を活用する。
- ・ 本方針の実効性をより高め、議員及び事務局職員の防災意識の向上を図るため、年1回程度の議員の安否情報把握訓練を実施する。

イ 方針の見直し

- ・ 執行部との確実な連携を図るため、市が策定する宇都宮市地域防災計画や宇都宮市業務継続計画等との整合を図る。
- ・ 新たな課題や状況の変化等を検証し、的確に対応するため、適宜、各会派代表者会議等にて方針内容の見直しを行う。

第2章 行動マニュアル

I 地震・風水害編

1 発災直後から各期における対応

地震・風水害においては、災害の規模や態様、また時間の経過によって、議会に求められる対応も重層的に変化・シフトすることが想定される。

こうしたことから、発災直後から各期において、以下のとおり、柔軟かつ的確な行動をとるものとする。

【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

（1）議会の対応

ア 会議の休憩・散会

会議中に発災した場合、議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行い、必要に応じ、議会事務局に傍聴人その他市民等の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

イ 議員の安否確認等

議長は、議会事務局を通じて、速やかに議員の安否を確認するとともに、議会事務局が執行部（宇都宮市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）から得た本市の被害及び市の対応状況についての情報を報告させる。

ウ 対応本部の設置

議長は、イにより市対策本部設置の報告を受けた後、必要と認めた場合には、「宇都宮市議会災害等対応本部」（以下「対応本部」という）を設置し、構成員を招集する。

エ 被災状況等の情報提供

議員からの地域の被災状況等を必要に応じ市対策本部に提供するとともに市対策本部から得た災害等の情報を議長、議員に伝達する。

（2）議員の対応

ア 安全確保

第一に自身の安全を確保するとともに、議員間、議会事務局との連絡体制を確保する。

イ 待機・退庁

会議等により登庁している場合、地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。安全確認後、退庁する場合は、二次災害に十分留意する。

ウ 事務局への安否連絡

議員は、震度6弱以上の地震、又は議長から安否確認の依頼があった場合には、議会事務局へ安否を連絡する。(基本的にはタブレットを活用する。)

エ 地域の被災状況等の把握・情報提供

地域の被災状況等を把握した場合には、必要に応じて、タブレット等により議長又は対応本部に以下の事項について情報提供する。

【情報提供事項】

- ・ 議員氏名
- ・ 発信日時
- ・ 発生場所または発生地域(地区・町会等、住所又は名称など)
- ・ 概要(現場の画像や映像などを含む)
- ・ 対応状況
- ・ 要望等

また、対応本部から提供された情報を必要に応じて市民や地域の防災市民組織などに提供する。

オ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災市民組織などが行う災害時の地域活動に可能な限り協力・支援を行う。

(3) 事務局職員の対応

ア 傍聴人等の安全確保

傍聴人その他市民の避難誘導を第一に行い、その後、速やかに事務局職員の安否確認を行う。

イ 被災状況等の情報提供・伝達、対応本部の運営の補佐

対応本部が設置されない場合、又は対応本部が設置される場合であっても設置されるまでの間、議員からの地域の被災状況等を、必要に応じ、市対策本部に提供するとともに、市対策本部から得た災害等の情報を議長、議員に伝達する。

なお、対応本部が設置された後は、対応本部の運営を補佐する。

【中期】（発災から概ね2～7日）

（1）議会の対応

ア 議会運営に係る検討

必要に応じて議会日程の変更等について、検討を開始する。

※ 会議運営に当たっては、総則3（4）「被災時における会議の運営」を参照

イ 被災状況等の情報提供（初動期から継続）

ウ 市対策本部との連携

市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市対策本部に対して災害等の情報の説明を求める。

また、対応本部等において、議員から集約・整理した情報の中で、市民の安全確保のため早急な対応が必要と認められるものがある場合には内容を取りまとめ、市対策本部に対し対応を要望する。

※ 対応本部が設置された場合、イ・ウを対応本部が行う。

（2）議員の対応

ア 参集に向けた準備

議員は、議会の開会・再開に向け、いつでも参集可能な準備を整えておく。

イ 地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）

ウ 災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）

エ 市民への情報提供、市民要望の把握

対応本部等から入手した災害等の情報を、必要に応じ可能な範囲で市民に提供するとともに、市民の要望等を把握する。

（3）事務局職員の対応

ア 被災状況等の情報提供・伝達、対応本部の運営の補佐

（初動期から継続）

イ 会議設備等の確認

議場、委員会室の放送・録音設備等が正常に作動するか確認する。正常に作動しない場合には、ICレコーダー等の代替機器が使用可能か確認を行う。

また、議場、委員会室が、災害等によって破損した場合には、代替施設の検討を行う。

ウ 報道対応

報道機関の取材・問い合わせ等に対応する。

【後 期】（発災から概ね 8 日以降）

（1）議会の対応

ア 議会活動の開会・再開

議会の開会・再開に向け、本会議や委員会、議会運営委員会等について、開催や協議事項の調整を行う。

※ 会議運営に当たっては、総則 3（4）「被災時における会議の運営」を参照

イ 議員協議会・説明会の開催

執行機関と協議のうえ、議員協議会・説明会を開催し、市内の被災状況や対策等について報告を受けるとともに、必要に応じて執行機関に対する議会としての提案、提言及び要望等の審議を行う。

ウ 議案（予算等）の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算等の議案を速やかに審議し議決する。

エ 対応本部における取組

- ・ 被災状況等の情報提供（初動期から継続）

- ・ 市対策本部との連携（中期から継続）

- ・ 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市対策本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

- ・ 関係機関等への働きかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対応本部で案を検討・調整した内容について、議会として、国、栃木県、関係機関等に対し要望するなどの活動を行う。

また、全国市議会議長会や栃木県市議会議長会などと情報交換・連携を図り、必要な場合には協力して活動する。

- ・ 対応本部の解散の検討

議長は、市対策本部が解散されたときなど、災害の対策措置が十分に講じられていると認めるときは、対応本部の解散について検討する。

- (2) 議員の対応
中期と同様

(3) 事務局職員の対応

ア 被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐

(初動期から継続)

イ 議会活動の開会・再開に向けた準備

本会議及び委員会の開会・再開に向け必要な環境整備を行うとともに、再開した場合において、審議を円滑効率的に行うための必要な事務を行う。

ウ 議会情報の発信準備

市議会ホームページの復旧に向けた準備など、市民への議会情報の発信手段の復旧に向けた準備を行う。

災害発生時からの主な行動フロー

○ 初動期（発災から概ね24時間）

| 時期 | 議会 | 議員 | 事務局職員 | |
|---------------------|---|--|---|---|
| | | | 勤務時間中 | 平日夜間，土日祝日 |
| 発災直後 ～ 概ね24時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議の休憩・散会 ・議員の安否確認等 ・対応本部の設置 ・被災状況等の情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保 ・待機・退庁 ・事務局への安否連絡 ・地域の被災状況等の把握・情報提供 ・災害時の地域活動への協力・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人等の安全確保 ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐 |

○ 中期（発災から概ね2～7日）

| 時期 | 議会 | 議員 | 事務局職員 |
|-------------------|--|---|--|
| 概ね2日 ～ 概ね7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営に係る検討 ・被災状況等の情報提供（初動期から継続） ・市対策本部との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・参集に向けた準備 ・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続） ・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続） ・市民への情報提供，市民要望の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐（初動期から継続） ・会議設備等の確認 ・報道対応 |

○ 後期（発災から概ね8日以降）

| 時期 | 議会 | 議員 | 事務局職員 |
|--------|--|---|---|
| 概ね8日以降 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動の開会・再開 ・議員協議会・説明会の開催 ・議案（予算等）の審議 ・対応本部における取組（解散の検討を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・参集に向けた準備（中期から継続） ・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続） ・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続） ・市民への情報提供，市民要望の把握（中期から継続） | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐（初動期から継続） ・議会活動の開会・再開に向けた準備 ・議会情報の発信準備 |

2 議員の安否確認・報告

(1) タブレットの活用

本方針等に基づく安否確認、情報提供等は、基本的に、全議員に貸与するタブレットで行うものとする。

ア 安否確認

震度6弱以上の地震があった場合や、議長から確認があった場合には、グループウェアの活用等の所定の方法により、タブレットを活用して自らの安否の報告を行う。

なお、自らの被災状況で特筆すべき情報がある場合、併せて報告する。

- ・ 身体的状況
- ・ 住居の状況
- ・ 連絡先の変更
- ・ 参集の可否 など

イ 議長からの情報提供

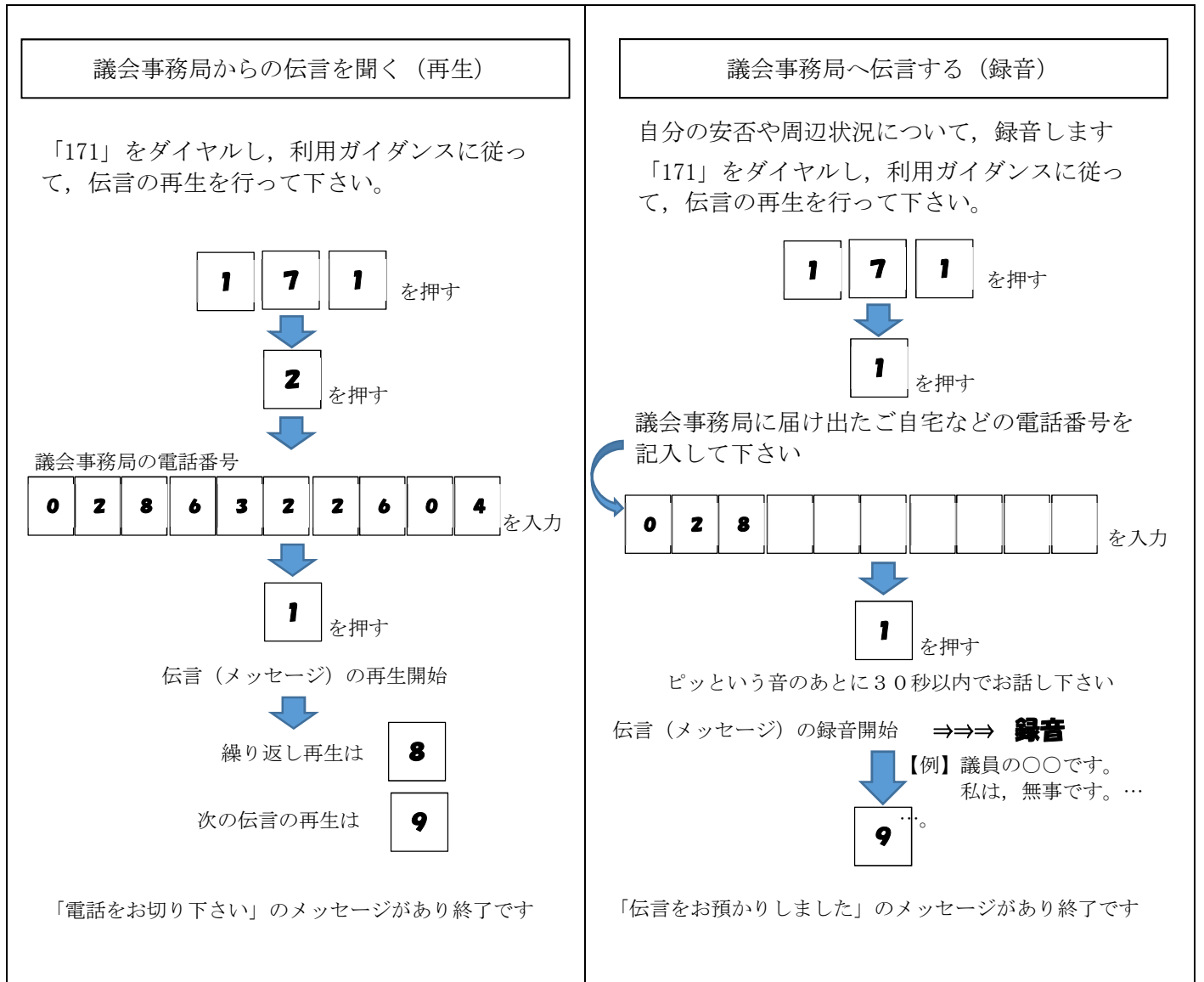
市対策本部からの情報等、議長から議員に提供する情報については、基本的に、タブレットに配信する。

(2) タブレットが使用できない場合

通信障害等によりタブレットが使用できない場合を想定し、災害用伝言ダイヤル等の通信の方法を確認しておく。

災害用伝言ダイヤル操作方法

- 災害用伝言ダイヤル（171）とは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況となった場合に提供が開始される声の伝言板です。



Ⅱ 感染症編

感染症においては、感染症の種類により、症状や感染経路（空気・飛沫・接触）、潜伏期間、重症度、流行時期などが多様であり、これに伴い対応も異なってくるのが想定される。

当マニュアルにおいては、当面、飛沫感染、接触感染する新型インフルエンザ、新型コロナ等のウイルスや細菌等への対応を想定して取組を整理するものであり、感染症の多様性を念頭に、必要に応じ臨機応変に対応することを基本とする。

1 感染予防期

対象となる感染症の発生後、本市議会における感染を防ぐため、国・県・市内における感染状況等を踏まえ、以下について適切な対応を講ずる。

(1) 議会の対応

ア 会議の運営

市内等における感染状況を踏まえ、会議における感染リスクの低減（密集・密接・密閉機会の低減）を図りながら、適切な議会運営に取り組む。

(ア) 本会議・常任委員会等の運営

<本会議>

- ・ 質問日数・質問者数の調整や、効率的な会議時間での実施に向けた対応を図る。
- ・ その他、休憩時間を設定するなど感染リスク低減に向け、効果的な対応を図る。

<常任委員会>

- ・ 入室する説明員数の調整や効率的な説明員の入替えを実施する。
- ・ 効率的な会議時間での実施に向けた対応を図る。

<各会派代表者会議，議会運営委員会ほか>

本会議，常任委員会の感染症対策を踏まえた必要な措置を実施する。

(イ) 議場や会議室での感染等防止

- ・ 会議中において会議に支障のない程度に窓を開け、風通しを良くするとともに、適宜休憩時間を設けて、換気を実施する。
- ・ 手指消毒液を設置し、出席者や傍聴人に使用を促すとともに、適宜、施設設備等の消毒を実施する。
- ・ 飛沫感染防止策として、出席者や傍聴人へのマスク等を活用した咳エチケットの徹底を依頼する。

(ウ) 環境整備

感染防止のために効果的な設備等の設置について検討する。

(例) 飛沫感染防止のためのアクリル板(仕切り)、各席ごとのマイク設置等

(エ) 傍聴人への対応

- ・ 感染リスクを可能な限り減少させるため、会議の傍聴については、なるべく控えていただくよう協力を依頼する。
- ・ 発熱又は風邪の症状があるなど、体調不良の方に対し、傍聴を慎んでいただくよう要請する。
- ・ 感染予防のため、身体的距離の確保、手洗い励行、手指消毒を促すとともに、マスク等を活用した咳エチケットの徹底を依頼する。
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、1～2席空けて傍聴席を使用するなど、感染リスク低減に向けた適切な対応を図る。

イ その他議会活動

(ア) 視察や行事等の対応

海外行政視察研修や、常任委員会・特別委員会等の公務に係る視察、会派及び議員個人による視察、他市議会からの視察受け入れや議会体験等について、中止・延期・自粛などの、感染拡大を防止するための適切な対応を図る。

なお、上記対応を図る上では、視察の必要性を十分に見極めた上で、本市及び視察先の所在市町の双方における感染症の発生状況や感染防止対策の取組、移動方法等を勘案しながら、実施の可否について判断することとする。

(イ) 情報収集・提供

- ・ 情報収集・提供等において、タブレット端末など積極的なICTの活用を図る。
- ・ 会議資料等を配付する上では、議案審議に直接関わる等の重要な案件を除き、なるべくメールを活用する。

(ウ) 控室等施設内での感染防止

- ・ 多人数での会食の回避、会議(打ち合わせ)の能率的実施などによる密集・密接状態を回避する。
- ・ 窓やドアを開放し、こまめな換気を実施するなどにより、密閉状態を回避する。

ウ 対応本部

議長は、市対策本部設置の報告を受けた後、必要と認めた場合には「宇都宮市議会災害等対応本部」（以下「対応本部」という。）を設置し、構成員を招集する。

また、対応本部が設置された場合は、対応本部において、会議の運営、その他議会活動における対応について検討を行うこととする。

(2) 議員の対応

ア 感染防止への心構え

日頃より、手洗い（消毒液による手指の消毒）、うがい、検温、マスク着用等、感染症の種類に応じ、自身の健康管理を徹底するとともに、不要不急の外出を避けるなど、感染症予防を励行する。

イ 感染が疑われるときの対応

本人又は家族が体調不良の場合は、無理をせず自宅で待機するなど、適切な対応を図る。

(3) 議会事務局の対応

ア 職員の感染防止への心構え

- ・ 議員の対応と同様
- ・ 必要に応じて、テレワーク等による対応を図る

イ 職員の感染が疑われるときの対応

議員の対応と同様

ウ 感染防止に向けた環境整備

- ・ 感染症対策に係る注意喚起を局内掲示やタブレット端末により、全議員に対し行うとともに、手指消毒用の消毒液を控室・会議室等に設置する。
- ・ 一般職員・市民に対し、議会施設利用の際の注意喚起を実施する。
- ・ 対応本部の検討結果等を踏まえ、適宜、感染防止に向けた効果的な設備を設置する。

エ 対応本部支援

対応本部が設置された場合は、対応本部の運営を補佐する。

対応本部が設置されない場合、又は対応本部が設置される場合であっても設置されるまでの間、市対策本部からの感染症に関する情報等を議長、議員に伝達するとともに、議員からの感染症に関する情報等を、必要に応じ、市対策本部に提供する。

2 感染者発生期

議員から感染者又は濃厚接触者が発生した場合、本市議会内外における感染の拡大を防ぐとともに、その様な状況下にあっても市の意思を決定し、執行機関を監視する等の議会機能を維持するため、以下について適切な対応を講ずる。

(1) 議会の対応

ア 会議の運営

議会内における感染状況等を踏まえ、予防期と同様(※)、会議における感染拡大リスクの低減(密集・密接・密閉機会の低減)を図りながら、議員が参集できない場合などにおける会議運営への影響を想定し、必要な対策に取り組む。

※ 予防期と同様に取り組む対策(状況に応じて適宜検討・実施)

- ・本会議における質問日数・質問者数の調整の検討、休憩時間の設定
- ・各委員会における説明員数の調整や入れ替え、質問の事前通告

など

(ア) 議員の感染時等における会議運営の基本的考え方

感染者発生期においては、議員が感染者となるケースのほか、濃厚接触者となり会議に出席できない状況も想定される。

いずれの場合も、総則3(4)「被災時における会議の運営」に基づき、適切に対応していく。

(イ) 本会議の取扱い

総則3(4)「被災時における会議の運営」を参照

(ウ) 委員会の取扱い

総則3(4)「被災時における会議の運営」を参照

(エ) その他の会議の取扱い

総則3(4)「被災時における会議の運営」を参照

参考事例（三重県津市）

【令和2年9月定例会の開催状況】

- 9月15日午後、議員1名の新型コロナウイルス感染症検査における陽性が判明（16日公表）し、当該議員は、15日から閉会日までの委員会を含む全ての会議を欠席した。

保健所により、濃厚接触者は陽性者と同じ会派の議員6名で、9月9日の本会議が最遅の濃厚接触の機会と判断された。

- 9月16日に、同日以降開催の委員会を延期とした。
- 9月17日中に濃厚接触者全員が陰性との検査結果が判明したが、濃厚接触者は接触日から2週間の隔離が必要なため、この期間が経過する9月24日から10月1日の閉会日までに委員会審査等を終了させることができると判断して（9月17日）、委員会の日程を繰り下げ、定例会の会期そのものは変更しなかった。（濃厚接触者は、9月24日以降の委員会及び本会議に出席した。）

※ その他の運営上の変更点は特になし

| 事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|--------------------------|--|
| 開会 | 8月31日(月) | (変更なし) |
| 一般質問 | 9月7日(月)から9日(水) | (変更なし) |
| 常任委員会 | 9月14日(月)から17日(木) | 9月14日(月), 15日(火), <u>28日(月), 29日(火)</u> |
| 決算審査 特別委員会 | 9月18日(金), 23日(水), 24日(木) | 9月24日(木)から <u>26日(土)</u> |
| 閉会 | 10月1日(木) | (変更なし) |

(オ) 議場や会議室での感染等防止

感染予防期と同様の取組とするが、会場施設の衛生状態について、良好に管理されるよう一層の配慮を行う。

(カ) 環境整備

感染予防期と同様の取組とする。

(キ) 傍聴人への対応

感染予防期と同様の取組とするが、感染リスクを可能な限り減少させるため、会議の傍聴については、なるべく控えていただくよう協力を依頼するほか、必要な対応を傍聴人に要請する。

ただし、国・県、市における対応状況（「緊急事態宣言」発出状況等）に加え、議会内における感染の状況（感染者人数、クラスターの発生の有無等）を勘案し、議長が必要と判断した場合には、さらに強く傍聴の自粛を求める等の措置を図る。

(ク) 参集せずに審議を継続する手法の検討

感染症のまん延が危惧される状況下にあっては、参集すること自体が感染リスクを高めることが懸念されることから、参集が困難であるなどのやむを得ない場合には、適宜書面会議やオンライン会議等の非参集型会議の活用に向け、引き続き検討していく。

《オンライン会議について》

同じ空間に参集することなく、リアルタイムでの議論を可能とする手法としてオンライン会議がある。

オンライン会議は、参集による感染リスクを避けられる利点があるほか、議員が濃厚接触者になった場合のように、体調に支障がなくとも会議に参集できない場合や、議会ばかりでなく執行部において不測の事態が発生した場合等、有事において会議日程を変更することなく審議の場が確保できるなど、有効な活用が期待される。

一方、実現に当たっては、円滑な討論等の使用に適した会議ツールの調査研究や装備の確保及び使用者のスキルの向上、運用上の各種課題（出席の解釈や意思表示のあり方、傍聴機会の保障など）の検討、導入可能な会議の選考（現行法では本会議での実施は認められていない）や条例・規則等の改正の検討、国による法整備や標準的な運用の整備等が課題となる。

本市議会においては、どのような事態であっても、迅速かつ円滑に審議を尽くすことが可能となるよう、オンライン会議の早急な導入を図ることとし、議会制度検討会議やICT推進プロジェクトチームによる具体的な運用の検討や、実際の会議でオンラインツールを使用した際の課題の把握、必要な条例等の改正や国に対する地方自治法改正の働きかけなど、その実現に向けた積極的な取組を進めていく。

イ その他議会活動

(ア) 視察や行事等の対応

感染予防期と同様

(イ) 情報収集・提供

感染予防期と同様

(ウ) 控室等施設内での感染防止

感染予防期と同様

※ ただし、クラスターが発生した場合には、一定期間の施設使用停止を検討する（使用停止の範囲・期間を含め保健所の指導を仰ぐ）。

ウ 対応本部

議長は、市対策本部設置の報告を受けた後、必要と認めた場合には、「宇都宮市議会災害等対応本部」を設置し、構成員を招集する。

また、対応本部が設置された場合は、対応本部において、会議の運営（日程変更の検討を含む）、傍聴人への対応その他議会活動における対応について検討を行うこととする。

エ 感染者等の公表

議員・議会事務局職員が感染者となった場合、保健所による疫学的調査の情報等を踏まえ、以下のとおり全議員に情報提供するとともに、市民に対し正確な情報を迅速に提供することによる説明責任を果たすため、個人情報や人権に十分配慮しながら、議会として独自に報道機関に情報提供を行う。

(ア) 議員が感染した場合以下①、②について情報提供を行う。

① 当該議員の概要

(保健所が実施・公表する疫学的調査の状況等)

- ・ 年代
- ・ 性別
- ・ 居住地
- ・ 職業（宇都宮市議会議員）
- ・ 発症日・症状
- ・ 検査結果判明日
- ・ 現在の症状・経過・濃厚接触者の有無など

② 本市の対応等

- ・ 当該議員の登庁状況
- ・ 濃厚接触者の有無
- ・ 消毒の状況や業務の継続状況 等

※ 濃厚接触者となった場合の公表は行わない。

※ 報道機関への情報提供のタイミングは、保健所による当該感染者に係る公表の時期に合わせる。

※ 公表内容については、国・県や他市の事例等情報を随時収集しながら、必要に応じ見直すものとする。

(イ) 議会事務局職員が感染した場合

議会事務局職員が感染者または濃厚接触者となった場合は、執行部の取扱いに準ずる。

(2) 議員の対応

ア 議長への報告

議員本人が以下のケースに該当した場合は、今後の会議運営や公表内容の検討等、迅速な対応が求められることから、本人（または所属会派等）から、速やかに議会事務局を通じ、議長・副議長（対応本部）に報告する。

| 報告するケース | 報告内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ PCR等の感染症検査を受けることになった場合・ 感染の有無が判明した場合・ 濃厚接触者になった場合・ 回復・自宅待機期間の終了により復帰できることとなった場合 等 | <ul style="list-style-type: none">・ 検査に至る（った）または濃厚接触者に認定された経緯・ 発熱の有無や現在の症状、医療機関受診の状況・ 登庁・行動歴・ マスクの着用状況・ 治療の経過 等 |

イ 感染拡大防止に向けた行動

感染者や濃厚接触者となった場合、または感染症検査を受ける場合には、保健所、医療機関等の指示に従い、外出・登庁せず治療等に専念するとともに、更なる感染拡大の防止を図る。

(3) 議会事務局の対応

ア 議長等への報告

議会事務局職員本人が以下のケースに該当した場合は、速やかに所管課長(→局長)を通じ、議長・副議長(対応本部)に報告する。

| 報告するケース | 報告内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ PCR等の感染症検査を受けることになった場合・ 感染の有無が判明した場合・ 濃厚接触者になった場合・ 回復・自宅待機期間の終了により復帰できることとなった場合 等 | <ul style="list-style-type: none">・ 検査に至る(った)または濃厚接触者に認定された経緯・ 発熱の有無や現在の症状、医療機関受診の状況・ 登庁・行動歴・ マスクの着用状況・ 治療の経過 等 |

イ 感染拡大防止に向けた行動

感染者や濃厚接触者となった場合、または感染症検査を受ける場合には、保健所、医療機関等の指示に従い、外出・登庁をせず治療等に専念するとともに、更なる感染拡大の防止を図る。

ウ 感染者等発生後の対応

(ア) 議員からの報告

議員から(2)アに係る事項についての報告を受けた場合は、速やかに議長・副議長に報告する。

(イ) 感染が判明した場合の対応

感染が判明した場合には、必要な情報を当該者から聴取し、また、保健所の疫学的調査の情報等を踏まえ、(1)エのとおり情報提供を行うとともに、保健所の指示等に従い、必要に応じ管財課と連携しながら、消毒や施設の封鎖等の措置を講ずる。

(ウ) 今後の会議運営への影響の把握

感染者等が発生した場合、その数、会派構成、復帰の時期等を勘案し、各会議開議の定足数等運営への影響を把握する。

エ 感染防止に向けた環境整備

感染予防期と同様

オ 対応本部支援

感染予防期と同様

第3章 資料編

1 宇都宮市議会災害等対応本部設置要領

(設置)

第1条 市域に大規模災害等が発生した際に、議会機能を維持するとともに、執行部が宇都宮市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）において行う災害等対応に議会としての的確な協力・支援をするため、議長は必要に応じ、宇都宮市議会災害等対応本部（以下「対応本部」という。）を設置する。

(対象とする災害等)

第2条 対応本部が対象とする災害等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5弱強の地震が発生し、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握し、議長が必要と認めるもの
- (3) 土砂災害警戒情報又は水防警報が発表され、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握した場合
- (4) 洪水予報が発表となった場合
- (5) 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に規定された、人から人に伝染すると認められる疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもので、議長が必要と認めるもの
- (7) 大規模火災、武力攻撃等により被害が相当拡大し又は拡大するおそれがあり、社会的影響が大きく全庁を挙げて対応する必要があるもの又は国、県、その他自治体の応援を受けながらの対応が必要なもの
- (8) その他議長が必要と認める場合

(所掌事務)

第3条 対応本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、適切な議会運営に向けた対応の協議
- (2) 国、県、議長会等の関係機関に対する要望活動の調整
- (3) 議員が把握した被災情報等の集約及び当該情報等の宇都宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）への提供
- (4) 市対策本部から入手した災害等情報の議員への伝達
- (5) 市対策本部からの依頼事項への対応
- (6) 市対策本部への提案、提言、要望等の調整
- (7) その他議長が災害等対応に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 対応本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長には議長、副本部長には副議長、本部員には各会派代表者会議の構成員（議長、副議長を除く。）をもって充てる。

- 3 本部長は、本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 対応本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和2年9月29日から実施する。

2 令和2年度 本会議、委員会等における対応事例

(1) 議会の対応

ア 会議の運営

(ア) 本会議・常任委員会等の運営

【事例】 令和2年6月定例会における対応

(国・県：5/14 緊急事態宣言解除，特定警戒都道府県等への往来自粛
市：全国規模や県域を跨ぐ人の往来のあるイベントを延期・中止，5/11
より入場制限等，国・県が示す感染予防策等を講じて市有施設を再開)

＜本会議＞ ※令和2年6月定例会のみ実施

- ・ 一般質問の時間を短縮し，質問者と質問者の間に，10分間の休憩時間を設けた。

| 方式 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 一括質問方式 | 当初質問 30分以内 | 当初質問 20分以内 |
| | 再質問 15分以内 | 再質問 10分以内 |
| 一問一答方式 | 質問，答弁，すべてを含め 75分以内 | 質問，答弁，すべてを含め 50分以内 |

- ※ 質問日数及び質問者数を，通常の1日4人の4日間で計16人から，1日4人の2日間で計8人とした。

＜常任委員会＞ ※ 令和2年6月議会，9月議会で実施

- 密集を防ぐための説明員の調整
 - ・ 付託案件の審査に当たり，所管の部課長等のみが出席
 - ・ 常任委員会の開会中，委員会に出席しない説明員は，自席待機
 - ・ 議案の審査状況に応じて，適宜説明員の入替えを実施
この際，説明及び質疑が円滑に行えるよう，審査の順序を工夫した。
 - ・ 「その他」については，事前通告制とし，所管の部課長等のみが出席
- 円滑な会議運営に向けた各委員の対応
執行部に対し，一層の簡潔な説明を求めるとともに，案件その他の事項に関して，事前に執行部に確認を行うなど，審査の能率向上と会議時間の短縮に努めた。
特に，軽易な事実確認など個別対応が可能な質疑等については，事前に所管課長等に確認を行うこととした。

＜各会派代表者会議，議会運営委員会，議員協議会＞

常任委員会の取り組みに準じることとした。

- ※ 公益財団等に係る議員協議会全体会における説明員は，二役，教育長，部長及び教育次長のみとした。(令和2年6月)

＜請願・陳情提出者による意見陳述＞

通常どおり

(イ) 議場や会議室での感染等防止

【事例】令和2年6月議会以降の対応

- 会議において、マスクを着用したままの発言を可とした。
- 本会議において、会議中、適宜窓を開放するとともに、休憩中にさらに扉等を開放し、換気を徹底した。
- 議場の議長席、演壇、対面演壇前にアクリル板を設置した。
- 常任委員会や議員協議会において、適宜休憩時間を設けて換気を行うとともに、委員長の判断により会議中の出入りロドアの開放を可とした。
- さらなる空間確保に向け、座席や会議室の変更等について工夫した。
- 議長席、演壇及び対面演壇における水差し、グラス及びおしぼりの設置を取りやめた。発言する議員及び説明員に限り、議場にマイボトル等を持ち込んで、発言の際に飲水することを可とした。

(ウ) 傍聴人への対応

【事例】令和2年6月議会、9月議会での対応

(県：7/28～8/31 警戒度レベルを「感染観察」から「感染拡大注意」に引き上げ、感染拡大防止のための適切な取組を要請するとともに、イベントの開催制限を延長)

- 傍聴人受入れの際は、傍聴人の間隔を確保し、以下のとおり対応した。
 - 〈議場傍聴席〉
定員116人(＋車椅子席4人) → 実質 25人(＋車椅子席2人)
※ 受付において体温測定を行うとともに、何かあった場合に迅速に連絡できるよう、電話番号等の記入について協力を要請した。
 - ※ 別室に、本会議のインターネット中継が視聴できる設備を用意した。
(10～20人程度)
 - 〈委員会室傍聴席〉
定員5人 → 実質2人以下
 - 〈議員協議会室傍聴席〉
定員10人 → 実質4人以下
- 傍聴人に対し、身体的距離の確保やマスクの活用等咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒の励行等について協力を依頼した。
- 本会議のインターネットやケーブルテレビによる中継(再放送あり)等について、広報紙、ホームページ等を通じ一層の周知を図った。
 - ※ 各議員においては、本対応の趣旨を踏まえ、傍聴の呼びかけについて配慮するものとした。

イ その他議会活動

(ア) 視察や行事等の対応

【事例】令和2年3月議長通知ほか

- 海外行政視察研修については、原則中止とした。(当該任期中)
- 常任委員会・特別委員会等の公務に係る視察，会派及び議員個人による視察については当面自粛とした。(令和2年度中)
- 他市議会からの視察受け入れについては、当面自粛するよう要請するとともに、ジュニア未来議会を中止することとした。

(イ) 情報収集・提供

【事例】

- 令和2年度の広報広聴委員会や議会制度検討会議において書面会議を開催し、情報提供や意見聴取を行った。
- 議会ICT推進PT会議においてオンライン会議を試行的に開催した。

(ウ) 控室等施設内での感染防止

【事例】

- 会派控室における感染予防策（密集，密接，密閉の回避等）について，事務局から各会派へ注意喚起（令和2年5月通知）
- 密集，密接，密閉の回避の徹底に加え，濃厚接触者の考え方等について，事務局から各会派へ注意喚起（令和2年8月通知）

(2) 議員の対応

【事例】令和2年4月～

- 本人又は家族が風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（基礎疾患がある人は2日以上）続いている場合，また，倦怠感（だるさ）や呼吸困難（息苦しき）がある場合，会議を欠席するなど適切な対応をとることとした。

(3) 議会事務局の対応

【事例】令和2年4月～

- 飛沫感染対策として，事務局の窓口_にビニールシートを設置するとともに，議場の議長席，演壇，対面演壇にアクリル板を設置した。
(令和2年9月議会より)

エ 感染者等の公表に係る対応事例

【事例】令和3年1月、本市議会議員の新型コロナウイルス感染症の患者発生等に伴う対応

栃木県議会の取扱いや本市職員の情報提供の実績に準じ、以下のとおりとした。

1 情報提供内容

(1) 当該議員の概要（保健所の公表内容に準ずる。）

- ・ 症例（本市〇例目）、年代、性別、居住地、職業（宇都宮市議会議員※）、発症日・症状、検査結果判明日、現在の状況

※ 保健所の公表資料は、「公務員」

(2) 本市の対応等

ア 当該議員に係る最終登庁歴、マスク着用の状況等

イ 濃厚接触者の有無

ウ 消毒の状況、業務の継続状況等

2 情報提供のタイミング

保健所の疫学調査の内容を確認した上での対応となったことから、報道機関への情報提供のタイミングは、保健所と同時期とした。

また、議会ホームページにおいても当該情報を公表した。

3 その他

濃厚接触者となった議員については、その概要等の公表は行わなかった。